

平成21年8月28日
事務連絡

農林水産省生産局農業生産支援課長 殿

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課長

野獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について

今般、野獣による農作物等の被害の防止を目的として、農業者が自ら施設した電気さくによる感電死亡事故が発生しました。

電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第74条の規定では、「電気さく（屋外において裸電線を固定して施設したさくであって、その裸電線に充電して使用するもの。）は施設してはならない。ただし、田畠、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設する場合であって、絶縁性がないことを考慮し、感電又は火災のおそれのないように施設するときは、この限りでない。」とされており、農業者自らが施設する場合を含め、電気さくの施設に当たっては、感電防止のための適切な措置を講じることが必要です。

今回の事故では、施設に当たって、上記のような適切な措置が講じられていなかったことが原因と考えられています。

野獣被害防止用の電気さくの施設に当たっては、下記事項を遵守すれば感電が防止できるところ、今回のような感電事故の再発を防止するため、農林水産関係部局に対して周知いただくようお願ひいたします。

記

1. 電気さくの電気を30ボルト以上の電源（コンセント用の交流100ボルト等）から供給するときは、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の適用を受ける電源装置を使用すること。
2. 上記1.の場合において、公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に施設する場合は、危険防止のために、15ミリアンペア以上の漏電が起こったときに0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断器を施設すること。
3. 電気さくを施設する場合は、周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示を行うこと。